

原議保存期間10年
(平成29年12月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁乙刑発第2号、乙官発第6号
乙生発第2号、乙交発第2号
乙備発第3号、乙情発第2号
平成19年4月26日
警察庁次長

犯罪収益対策推進要綱の制定等について

近年、犯罪による収益の移転に係る手口は巧妙化しており、これに関する事案は依然として後を絶たない。犯罪組織は、犯罪による収益を移転し、その起源を隠すことにより、これを事業活動や将来の犯罪活動に用いている。犯罪による収益が与える悪影響から健全な経済活動を守り、組織的な犯罪の根絶を図るためには、犯罪組織の取締りを一層推進するとともに、犯罪による収益の移転を防止し、これをはく奪することが必要である。

また、テロは、ひとたび発生すれば、膨大な被害をもたらすことから、テロ対策の要諦はその未然防止にある。そのためには、テロ組織及びテロリストへの資金の供給を遮断することが必要であり、テロ組織及びテロリストに関する情報収集活動を一層推進するとともに、国内外のネットワークを通じた資金の流れを監視し、テロ資金の供与を防止することが強く求められている。

こうした情勢を踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）が平成19年3月31日に公布され、F I U（資金情報機関）の金融庁から国家公安委員会への移管その他所要の措置に係る部分については、同年4月1日から施行された。これを受け、警察庁においては、長官官房に犯罪収益対策を担当する審議官が増員されるとともに、刑事局組織犯罪対策部に課長級の職である犯罪収益移転防止管理官が設置されたところである。

今後、全国警察が一体的に効果的な犯罪収益対策を推進するため、別添1のとおり「犯罪収益対策推進要綱」を制定するとともに、別添2のとおり「組織犯罪対策要綱」（平成16年10月25日付け警察庁乙刑発第18号、乙官発第30号、乙生発

第14号、乙交発第13号、乙備発第16号、乙情発第15号)を改正することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

犯罪収益対策推進要綱

第 1 要綱の目的

この要綱は、犯罪による収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることにかんがみ、全国警察が一体的に犯罪収益対策を推進することにより、「組織犯罪対策要綱」及び「テロ対策推進要綱」に基づく取組みと相まって、犯罪による収益の移転防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロ資金供与の防止等を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第 2 犯罪収益対策の基本姿勢

犯罪収益対策の推進に当たっての基本姿勢は、次のとおりとする。

- 1 犯罪による収益の移転防止に関する特定事業者（法第2条第2項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）の自主的な取組み及び国民の理解の促進
- 2 犯罪による収益に関する情報の分析及び活用
- 3 犯罪収益関連犯罪（法第11条第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）の取締り及び犯罪による収益のはく奪の推進
- 4 犯罪収益対策に関する国際的な連携の推進

第 3 犯罪収益対策の推進

1 推進体制の整備

法により、F I U（資金情報機関）が金融庁から国家公安委員会に移管され、国家公安委員会が疑わしい取引の届出に係る情報の集約、整理及び分析を行うとともに、その結果を捜査機関等及び外国 F I U に提供することとされ、警察庁では、組織犯罪対策部の所掌事務に犯罪による収益の移転防止に

関する事務が追加され、所要の体制を整備することとしている。

これを踏まえ、各都道府県警察においても、関係各部門の知見を有する職員により構成され、犯罪収益対策に関し各部門が実施する施策の総合調整、警察庁から提供される疑わしい取引に関する情報の受領、疑わしい取引に関する情報の的確な取扱いの確保、犯罪収益関連犯罪の捜査支援等を担当する犯罪収益解明班を設置するとともに、各部門における犯罪収益関連犯罪の捜査体制を整備する。

2 特定事業者の自主的な取組み及び国民の理解の促進

警察庁は、特定事業者が法で定める措置を的確に行うために必要な犯罪による収益の移転に係る手口に関する情報を提供し、措置の実施方法について適切に指導及び助言を行うほか、関係機関と連携して、従業員研修や自主的な取組みの実施に当たり専門的知見を有する職員を派遣するなどの援助を行う。

また、警察庁及び都道府県警察においては、関係機関と連携し、法の内容、犯罪組織等の実態及び犯罪による収益が与える健全な経済活動への悪影響に関する知識を普及するなどして犯罪収益対策の重要性に関する国民の理解を深めるための広報啓発活動を行う。

3 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析

(1) 警察庁における集約、整理及び分析

警察庁は、犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析を迅速かつ的確に行うとともに、法第11条及び第12条の規定に基づき、疑わしい取引に関する情報を捜査機関等及び外国F I Uに提供する。

犯罪による収益に関する情報の集約に当たっては、各都道府県警察に対し、次の情報の報告を求める。

ア 犯罪による収益に関する情報の分析に資するため必要な情報

イ アに掲げるもののほか、警察庁において犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報

また、犯罪による収益に関する情報の整理及び分析に当たっては、情報相互の関連性及び組織犯罪に関連する情報を総合的に勘案して行う。

(2) 都道府県警察における情報収集

各都道府県警察においては、すべての部門が緊密に連携し、次の情報を収集する。

ア 犯罪による収益の移転の実態に関する情報

イ 犯罪収益関連犯罪の検挙に資する情報

ウ ア及びイに掲げるもののほか、犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報

4 犯罪収益対策の観点からの取締りの推進

警察庁は、疑わしい取引に関する情報を活用し、犯罪収益関連犯罪の捜査指導及び調整並びに犯罪組織等の実態解明を行う。

各都道府県警察においては、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）等各種法令を適用し、犯罪組織等の資金源を遮断するため、疑わしい取引に関する情報を活用した犯罪捜査を推進し、積極的に事件化する。犯罪収益関連犯罪の巧妙化を踏まえ、当該犯罪の事件化に当たっては、不断に創意工夫を図り、効果的かつ適切な情報収集活動の推進、捜査手法の高度化、関係機関との幅広い連携に努める。

5 犯罪による収益のはく奪の推進

(1) 没収保全請求等の的確な実施

各都道府県警察においては、犯罪収益関連犯罪の捜査に当たっては、単に被疑者の逮捕だけでなく、犯罪による収益の発見にも努め、これを発見した際には、速やかに、起訴前の没収保全請求を実施するなど、犯罪による収益の移転を防止するための措置を的確に実施する。

(2) 検察庁との連携

各都道府県警察においては、犯罪による収益の没収又は追徴が的確に図られるよう犯罪による収益のはく奪について検察庁との緊密な連携を強化する。

(3) その他の手法の活用

各都道府県警察においては、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に基づく

措置だけでなく、捜索・差押え、国税庁への課税通報等を積極的に実施し、あらゆる機会をとらえて犯罪による収益のはく奪に資する措置を講ずるよう努める。

6 国際的な連携の推進

警察庁は、組織的な犯罪及びテロリズムが国際社会の脅威となっており、ともに、犯罪による収益の移転が国際的な金融取引及び商取引を通じて行われていることを踏まえ、外国F I Uとの疑わしい取引に関する情報及び犯罪による収益の移転に係る手口に関する情報の交換、犯罪収益対策に係る国際勧告の改訂及び外国による国際勧告の履行のための支援等の様々な側面での国際連携の強化に努める。

第4 疑わしい取引に関する情報の的確な取扱い

1 保秘の徹底

疑わしい取引に関する情報を活用した取締りを行うに当たっては、被疑者その他の関係者に、当該情報を活用したことが明らかにならないように保秘を徹底する。

2 漏えい等の防止の徹底

警察庁においては、疑わしい取引に関する情報取扱規則（平成19年国家公安委員会規則第9号）に基づき、疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たっては、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講ずる。

各都道府県警察においては、疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たっては、警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）等に基づき、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講ずる。

第5 表彰

表彰を行うに当たっては、事件検挙に関する功労だけでなく、犯罪による収益のはく奪に関する功労及び犯罪収益対策のための各種施策の推進に関する功労についても、積極的に考慮するものとする。

「犯罪収益対策推進要綱の制定等について」による「組織犯罪対策推進要綱」の一部改正新旧対照表

組織犯罪対策推進要綱（平成16年10月25日付け警察庁乙刑発第18号、乙官発第30号、乙生発第14号、乙交発第13号、乙備発第16号、乙情発第15号）
（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第6 組織犯罪対策に有効な捜査手法の積極的活用 各都道府県警察においては、犯罪組織の資金源を遮断する事件等犯罪組織の中枢に打撃を与える取締りを推進するため、各種法令の多角的運用を図り、装備資機材の整備及び運用を推進するとともに、次の点に留意する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>資金源を遮断するための取締りの推進</u> <u>犯罪組織の資金源を遮断するため、「犯罪収益対策推進要綱」を踏まえ、効果的な犯罪収益対策を推進する。</u></p> <p>(1) <u>疑わしい取引に関する情報の積極的活用</u> <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律22号)第11条の規定により国家公安委員会から提供された情報について、各都道府県警察において所要の分析を行い、組織犯罪の捜査に積極的に活用する。</u></p> <p>(2) <u>犯罪収益等に着目した取締りの推進</u> <u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)</u>第9条、第10条若しくは第11条又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。)第6条若しくは第7条に規定する不法収益等、犯罪収益等又は薬物犯罪等に係る犯罪の検挙に努める。</p> <p>また、各種犯罪の捜査において、組織的犯罪処罰法第13条若しくは第16条又は麻薬特例法第11条若しくは第13条の規定による犯罪収益等又は薬物犯罪収益等の没収又は追徴が適切に行われるよう証拠の収集に努めるとともに、組織的犯罪処罰法第23条第1項又は麻薬特例法第19条第3項の規定による没収保全命令の請求を積極的に行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> | <p>第6 組織犯罪対策に有効な捜査手法の積極的活用 各都道府県警察においては、犯罪組織の資金源を遮断する事件等犯罪組織の中枢に打撃を与える取締りを推進するため、各種法令の多角的運用を図り、装備資機材の整備及び運用を推進するとともに、次の点に留意する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>疑わしい取引に関する情報の積極的活用</u> <u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)</u>第56条の規定により金融庁長官から提供された情報について、<u>警察庁刑事局組織犯罪対策部及び各都道府県警察において所要の分析を行い、組織犯罪の捜査に積極的に活用する。</u></p> <p>3 犯罪収益等に着目した取締りの推進 <u>組織的犯罪処罰法第9条、第10条若しくは第11条又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。)</u>第6条若しくは第7条に規定する不法収益等、犯罪収益等又は薬物犯罪等に係る犯罪の検挙に努める。</p> <p>また、各種犯罪の捜査において、組織的犯罪処罰法第13条若しくは第16条又は麻薬特例法第11条若しくは第13条の規定による犯罪収益等又は薬物犯罪収益等の没収又は追徴が適切に行われるよう証拠の収集に努めるとともに、組織的犯罪処罰法第23条第1項又は麻薬特例法第19条第3項の規定による没収保全命令の請求を積極的に行う。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> |